

函館市母子家庭等自立支援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、同条に関連する母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令および母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則並びに「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」(平成26年9月30日雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(以下「法令等」という。)に基づき母子家庭等自立支援給付金支給事業を実施する。

(事業の種類)

第2条 法令等に基づき次の2事業を実施する。各事業の実施および運営は別紙のとおりとする。

(1) 函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業

(2) 函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所がある母子家庭の母または父子家庭の父とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前から養成機関において受講をしている者については、なお、従前の例によること。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日に施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。